

久留米市都市公園整備・運営ガイドライン
[資料編]

平成31年3月

久留米市 公園緑化推進課

目 次

第1章 久留米市緑の基本計画 2018 の概要

1. 緑の基本計画とは …… 2
2. 計画の位置づけ …… 2
3. 目標年次 …… 2
4. 基本理念 …… 3
5. 基本方針と緑化重点事業 …… 4

第2章 都市公園の現状

1. 都市公園整備の現状 …… 7
2. 公園に関する市民の意識 …… 11

第3章 公園の将来像

1. 公園配置の将来像 …… 12
 - (1) 公園の種別
 - (2) 公園配置の将来像
2. 公園種別毎の将来像 …… 13
 - (1) 街区公園
 - (2) 近隣公園
 - (3) 総合公園・運動公園
 - (4) 都市緑地
 - (5) 特殊公園、緩衝緑地、緑道
3. 公園施設の将来像 …… 20
 - (1) 公園施設

第4章 公園整備・運営の指針の補足資料

1. 長期未着手都市計画公園の状況 …… 21
2. 久留米市都市計画公園見直しフロー …… 22
3. 身近な公園整備フロー …… 23

第5章 水緑花くるめ推進協議会

1. 水緑花くるめ推進協議会名簿 …… 25
2. 協議会での本ガイドラインの検討経緯 …… 25

第1章 緑の基本計画 2018 の概要

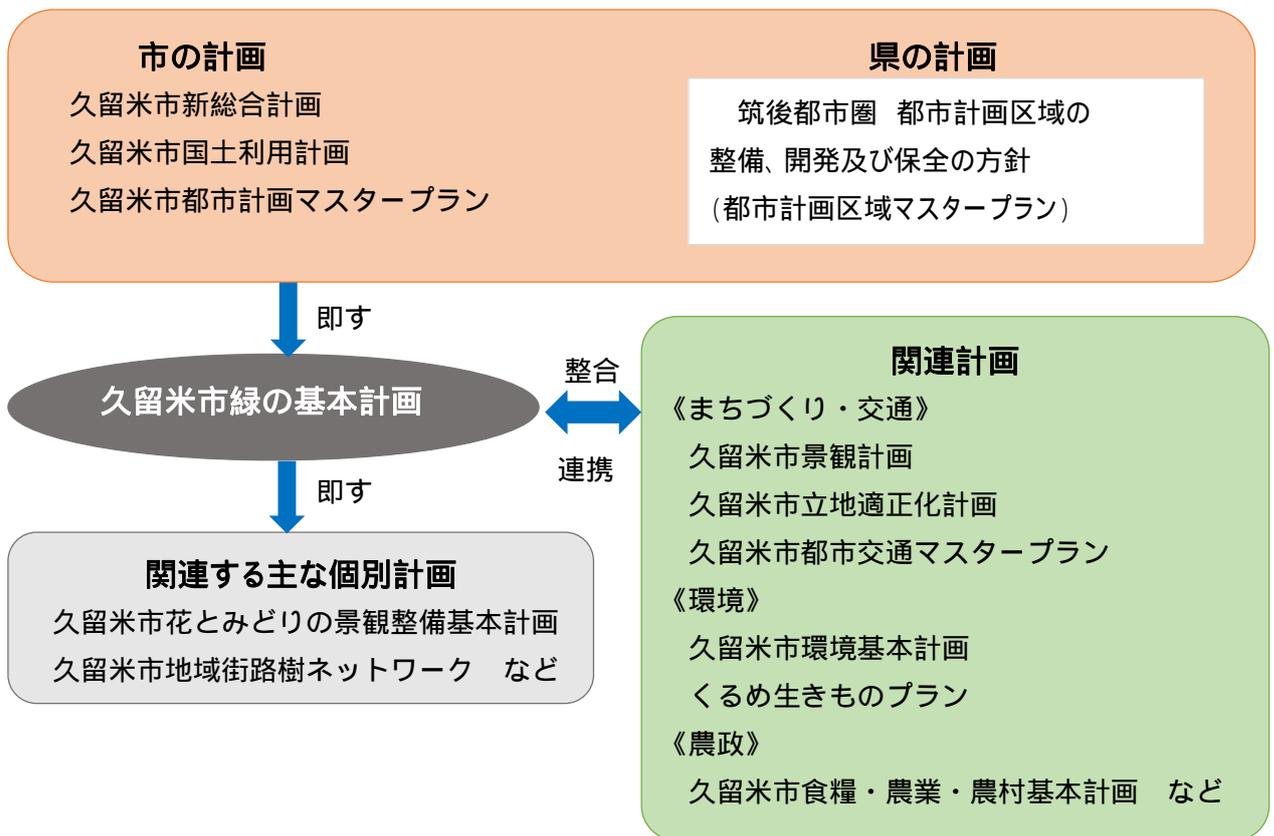
1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑地の保全から公園緑地の整備、管理、その他公益施設、民有地の緑化推進までの緑全般について、どのように緑を守り、創り、育てるのかの指針となるものであり、都市緑地法第4条に基づき定める計画です。

2. 計画の位置づけ

久留米市緑の基本計画 2018 は本市の都市づくり全般に関わる基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」等の上位計画に即するとともに、本市で取り組む様々な関連計画を踏まえたうえで定めています。

上位計画



緑の基本計画と他の行政計画との関係

3. 目標年次

本計画の目標年次は、上位計画である「久留米市新総合計画」及び「久留米市都市計画マスタープラン」の目標年次にあわせ、平成37年度としています。

4. 基本理念

水と緑にいだかれた 人が花笑む 水緑花都市・くるめ

久留米をさらに水緑花（魅力化）するため、市民、行政、事業者がそれぞれの役割を担いながら協働のもとで、久留米らしさの象徴である「水」と「緑」と「花」を活かした緑のまちづくりと緑のネットワークの形成を進め、水（筑後川）と緑（耳納連山）の豊かな自然にいだかれながら、「人々が咲いた花のような華やかな笑顔」になれる魅力的で、ずっと暮らしたくなる「水」と「緑」と「花」あふれる『水緑花都市・くるめ』を目指します。

緑の目標水準

現在市域の緑の割合は約 7 割であり、他市と比べ高い水準にあります。しかし、将来的に予測されている農地の減少に対して、公園などの公共施設の緑化等をすすめ多様な緑を創出し、現況以上の緑の確保を目指します。また、駅前などの人が多く集まる空間や住宅地など身近な緑の質の向上を図り、市民満足度を高めていく施策も行っていきます。

全市における緑の割合 <総量の目標>

	現況（平成 29 年度）	目標値（平成 37 年度）
全市における緑の割合	70.3%	70.3%以上

花や緑、水辺等の魅力が高まったと感じる市民の割合 <水緑花のまちづくりの目標>

	現況（平成 29 年度）	目標値（平成 37 年度）
花や緑、水辺などの魅力が高まったと感じる市民の割合	70.8%	85%

5. 基本方針と緑化重点事業

方針1 久留米の原風景の水緑花の継承

古くから守り育まれてきた本市の原風景であり骨格となる耳納連山や筑後川、田園及び久留米つつじ等の緑花木などの多様な水と緑と花について、次世代へと継承していくために、水緑花の保全を図ります。

[施策の方向性]

水緑花の骨格となる緑の保全・活用
 森林及び都市の樹木、樹林の保全
 久留米つつじ等の緑花木の継承
 農地の保全・活用

[緑化重点事業]

重点 耳納連山の景観形成基準の拡充
 重点 風致地区の見直し
 重点 耳納連山の自然を満喫する体験型観光事業の推進
 重点 都市の樹木、樹林保全制度の拡充
 重点 緑花木の生産振興
 重点 農地の多面的機能を発揮する活動の推進

方針2 つなげる水緑花の回廊（コリドー）形成

水緑花の多様な機能を発揮していくために、街路樹や河川、四季を彩る花木などの地域特性を活かした水緑花の資源を活かし、連続した水緑花の回廊（コリドー）の形成を図ります。

[施策の方向性]

街路樹ネットワークの推進
 花による四季を感じる道路景観づくり
 水緑花の回廊の形成

[緑化重点事業]

重点 街路樹ネットワーク推進計画見直し
 重点 花街道サポーター制度の拡充
 重点 池町川緑道の水辺歩道景観整備
 重点 山苞の道の花の回廊（コリドー）形成事業
 重点 高良川沿いの水の回廊（コリドー）形成事業
 重点 川原川沿いの水の回廊（コリドー）形成事業

方針3 新たな水緑花拠点の創出

水緑花ネットワークを形成していく上で必要な憩いやレクリエーション、防災、生態系の保全などの多様な拠点を形成していくために、効果の高い場所での新たな水緑花拠点の創出を図ります。

[施策の方向性]

- 計画的な都市計画公園の整備
- 多様な利用者やニーズに応じた公園整備
- 身近な公園の整備
- 花と緑の象徴となる緑花拠点の形成

[緑化重点事業]

- 重点 都市基幹公園整備
- 重点 緑とレクリエーション拠点整備
- 重点 住区基幹公園整備
- 重点 都市計画公園見直し
- 重点 身近な広場整備
- 重点 公共交通拠点の緑化整備

方針4 成熟都市実現に向けた公園緑地などの水緑花の再生

高齢者や子ども達などの誰もが安全・快適に過ごせる成熟した都市の実現に向けて、公園緑地などのストックを活かし、多様なニーズや防災などに対応できる魅力的な施設とするため、公園緑地の水緑花の再生を図ります。

[施策の方向性]

- 拠点公園の機能向上
- 都市公園等の再編整備

[緑化重点事業]

- 重点 都市公園整備ガイドラインの策定
- 重点 三本松公園のリニューアル整備
- 重点②1京町第2公園のリニューアル整備
- 重点②2水沼の里 2000 年記念の森公園のリニューアル整備
- 重点②3公園機能分担整備

方針5 安全・快適な水緑花の管理運営

公園緑地や都市部のオープンスペースなどの適正な管理運営により、誰もが安全・快適に利用できる環境の構築を図ります。

[施策の方向性]

公園緑地等の適正な維持管理

市民と協働で行う公園管理

民間と効果的な連携による公園管理・運営

[緑化重点事業]

重点②④大規模遊具改修

重点②⑤地域協働による公園の管理運営

重点②⑥民間連携公園活用事業

方針6 市民主体ではなくみ・共に生きる仕組みの水緑花

緑のまちづくりの主役となる市民が主体的に水緑花を守り・育むことで、魅力的で花と緑あふれるまちとなる仕組みづくりをすすめます。

[施策の方向性]

市民主体の水緑花まちづくりの仕組みづくり

イベントや花と緑のまちづくり事業への参加拡大

花と緑のまちづくりの主体となるボランティア育成

情報発信の充実

民有地緑化の推進

[緑化重点事業]

重点②⑦親子参加型イベントの開催

重点②⑧ボランティアリーダー育成事業

重点②⑨水緑花ボランティア交流事業

重点②⑩落ち葉の腐葉土化の推進

重点②⑪水緑花くるめの魅力発信事業

重点②⑫花いっぱい運動

重点②⑬花とみどりの景観整備事業 ～民有地支援制度～

重点②⑭民有地緑化拠点づくり支援事業

重点②⑮住まいの樹木助成制度の拡充

第2章 都市公園の現状

1. 都市公園整備の現状

(1) 都市公園の整備・供用状況

都市公園の整備状況は433箇所、整備面積は228.22haであり、市民一人あたりの公園面積は7.47㎡/人です。

市民一人あたりの都市公園面積は、目標値10㎡/人（久留米市都市公園条例より抜粋）には達しておらず、今後も都市計画決定を行った公園の計画的な整備や身近に公園がない地域への対応が必要です。

一方で、都市公園の数は、433箇所と都市全体の公園ストックとしては一定の蓄積が進んでおり、今後は、公園ストックをより有効に活用していくことも必要となっています。

都市公園の整備状況（H30.3.31時点）

種別		計画決定		供用			
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	整備率(面積)	
都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	73	22.65	70	19.57	86.4%
		近隣公園	17	30.20	11	17.09	56.6%
	都市基幹公園	総合公園	4	64.1	3	22.18	34.6%
		運動公園	1	24.0	1	23.60	98.3%
	風致公園	1	4.20	1	1.55	36.9%	
	特殊公園	2	22.40	0	0	0%	
	都市緑地	4	82.75	4	76.18	92.1%	
緑道	2	1.90	2	0.95	50.0%		
小計		104	250.11	92	161.12	63.9%	
その他都市公園	旧久留米市			220	34.40		
	北野町			12	4.56		
	三潁町			72	13.15		
	田主丸町			12	5.45		
	三潁町			25	9.54		
合計				433	228.22		

水面等を除く整備可能面積

(2) 都市公園整備の推移

旧久留米市では、昭和26年に三本松公園が開設されて以来、さまざまな公園を整備し、着実に公園の整備面積、一人当りの公園面積を増やしてきました。

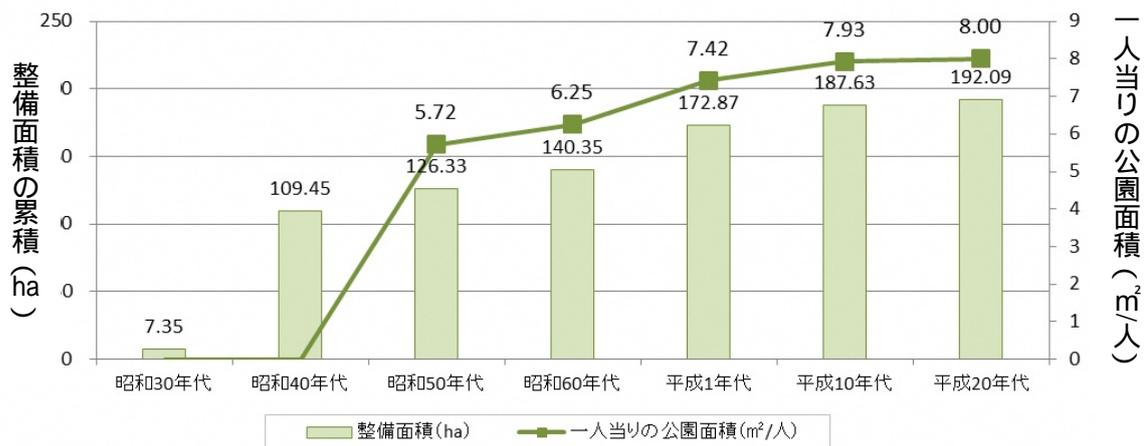
公園面積は、昭和40年代の大規模公園整備に伴い面積が大幅に増加し、その後、昭和50年代より緩やかな増加をしています。

また、公園の整備数は、昭和50年代より小規模な街区公園の整備が進み、増加しています。

現在は、開設から30年以上経過した公園が約半数を占め、施設の老朽化が進んだ公園が多くなっています。

都市公園の整備推移（旧久留米市）

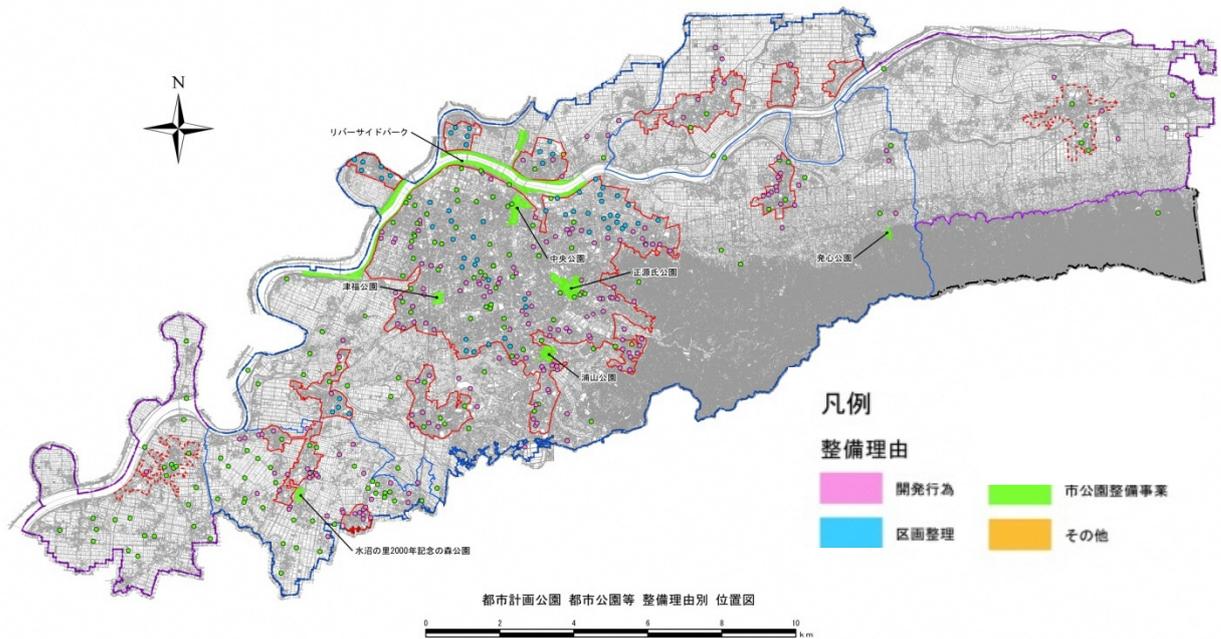
整備年	整備箇所 (箇所)	整備面積 (ha)	整備面積の 累積(ha)	人口(人)	一人当りの公園面積 (㎡/人)
昭和30年代	12	7.35	7.35	-	-
昭和40年代	31	102.10	109.45	-	-
昭和50年代	77	16.88	126.33	220,704	5.72
昭和60年代	40	14.02	140.35	224,394	6.25
平成1年代	60	32.52	172.87	232,943	7.42
平成10年代	55	14.76	187.63	236,685	7.93
平成20年代	30	4.46	192.09	240,015	8.00
合計	305	192.09	-	-	-



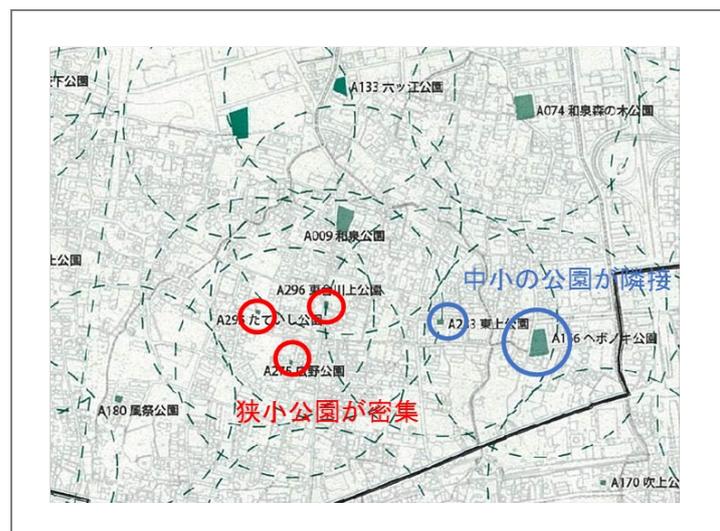
(3) 公園配置の現状

都市公園の整備状況を理由別にみると、民間事業者の宅地開発事業に伴うものが最も多く、特に市街化区域の縁辺部に集中的に整備されています。

開発行為に伴い整備された公園は、面積の小さな公園も多く、整備から時間が経過した小さな公園では、住民ニーズに合わない公園も存在しています。また、都市公園の配置では、一定のエリアに公園が密集している地域も存在しています。



都市公園の整備理由別位置図



都市公園の配置状況

(4) 都市公園施設の現状

都市公園施設の総数は、約2万8千施設(田主丸町、城島町除く)あり、非常に多くの施設を管理しています。

特に安全面に配慮が必要な予防保全型管理施設の中では、遊戯施設の数が最も多いです。

遊戯施設は、老朽化も進んでおり、修繕等の対策の必要な施設も多く存在しています。

公園施設の整備状況(田主丸町、城島町除く)

	園路広場施設	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他施設	総計
施設数	5,238	1,328	2,820	1,153	210	113	375	17,134	13	28,384

予防保全型施設の健全度調査結果(田主丸町、城島町除く)

	評価A	評価B	評価C	評価D	合計
休憩施設(パーゴラ、四阿、シェルター)	35	79	50	2	165
遊戯施設	49	660	388	54	1,151
便所、管理事務所	11	139	19	0	169
その他施設	4	19	31	0	54
合計	99	897	488	56	1,540

評価C、Dは、修繕等の必要な施設

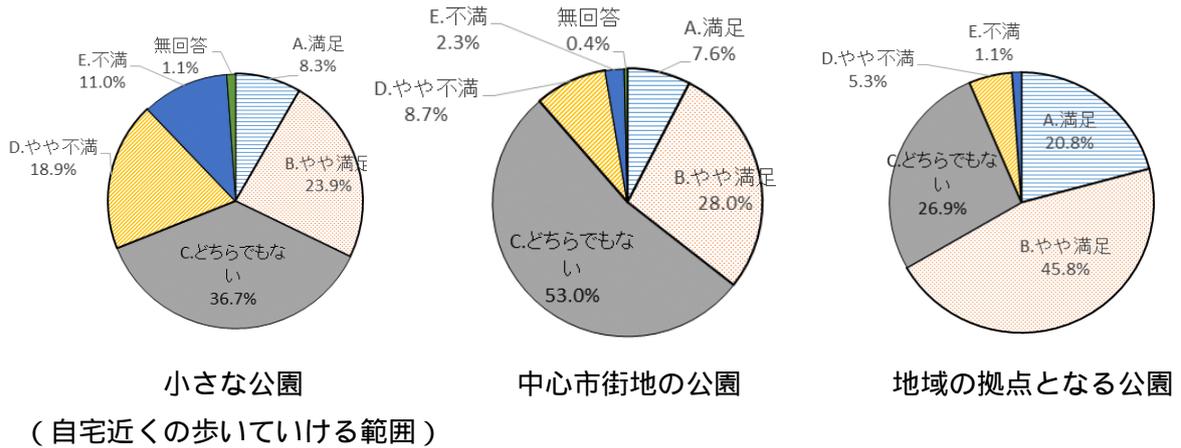
久留米市公園施設長寿命化計画より抜粋

2. 公園に関する市民の意識

(1) 公園の満足度

施設の老朽化が進んでいる小さな公園や中心市街地の公園では、満足度が低い傾向です。

一方で、地域の拠点となる大規模公園は、計画的な整備や改修等により比較的、満足度が高い傾向です。

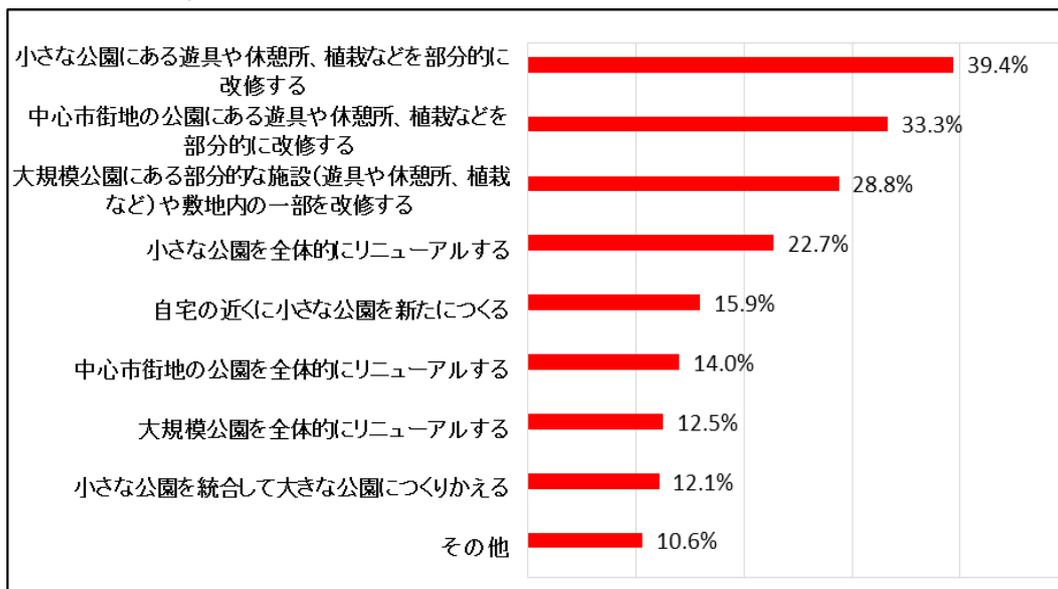


くるモニアンケート調査 H29実施

(2) 久留米市が公園を整備していく中で重視すべきこと

小さな公園や中心市街地の公園の改修など、公園の再整備やリニューアル整備への要望が比較的高い傾向です。

一方で、自宅近くに小さな公園を新しくつくることへの要望は比較的低い傾向です。



くるモニアンケート調査 H29実施

第3章 公園の将来像

1. 公園配置の将来像

(1) 公園の種別

都市計画公園・緑地は、下表に示す種別に分類され、各公園の特性に応じて適正に配置します。

種別		機能の内容
公園	住区 基幹 公園	街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
		近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	都市 基幹 公園	総合公園 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
		運動公園 主として運動の用に供することを目的とする公園
	特殊公園	(ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (イ) 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園
緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	

都市計画運用指針（抜粋）

(2) 公園配置の将来像

公園の配置（位置や面積等）から見た将来像を設定します。

[現状・課題]

- ・公園数は、433箇所整備されており、同規模の中核市と比較しても多く、一定の公園ストックは蓄積されてきている。
- ・区画整理事業等で整備が進められた住宅地では、街区公園が充足している。一方、既成市街地の一部では、街区公園が不足している地域も存在している。
- ・小規模な宅地開発が多かった地域では、比較的利用の少ない狭小の街区公園が密集している地域もある。



公園の配置の目標とする将来像

集約型都市構造の実現に向けて、立地適正化計画における居住誘導区域では、街区公園が充足されている。
 上位計画の方針や周辺施設の設置状況、地域ニーズに応じた近隣公園、総合公園、運動公園の配置がされている。
 公園が密集している地域では、近接した公園で機能が分担されているか、密集している状況が解消されている。

2. 公園種別毎の将来像

(1) 街区公園

[基本的な位置付け]

- ・主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園
- ・誘致圏250m 標準面積1,000m²

[現状・課題]

- ・383箇所あり、公園全体の約9割を占める。
- ・1,000m²未満の街区公園が公園全体の約6割を占める。これらの公園は、設置できる施設や機能が少なく、利用も少ない傾向がある。
- ・また、500m²未満の狭小公園も公園全体の約5割を占める。これらの公園は、幼児用の遊具を主体とした開発に伴う設置の公園が多く設置から時間の経過した箇所では、地域ニーズの変化により、あまり使われていない公園が多い。



街区公園の目標とする将来像

地域の核となる公園は、街区公園としての標準的な機能である、「広場機能」「レクリエーション機能(遊具等)」「緑化機能(植栽等)」がすべて備えることができる1,000m²以上の公園とし、校区単位での地域バランスが計られている。

複数の公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、配置状況等を踏まえた機能分担が図られており、子どもからお年寄りまで誰もが、利用目的により公園を選ぶことができる。

公園の面積や周辺の公園の配置状況等に応じて、整備内容・手法等のメリハリがついている。

地域の核となる公園の面積の考え方

都市における公園緑地の必要とされる機能は、主として4つの機能が代表的に示される。

環境保全	人と自然が共生する都市環境の形成に寄与
景観形成	生物の多様性を育み、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成
防災	災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防火性、安全性の確保に寄与
レクリエーション	都市住民の多様な余暇活動や健康増進活動を支える場を提供

この4つの機能を確保するための公園に必要な最小面積を算出する。

環境保全

生物多様性を考慮した場合、生物が持続的に生息・生育できる最小空間単位がビオトープである。街区公園におけるビオトープの最小面積は、 $666\text{m}^2 \sim 1,500\text{m}^2$ となる。

景観形成

街区公園での景観を考えた場合でも、単調感が生じず、リズム感のある景観形成と景観多様性の創出は必要である。そのため、景観を考慮した街区公園の必要最小面積は、最低限のリズム感を創出するため、公園を正方形と想定した場合、対角線の長さが、 $40\text{m} \sim 50\text{m}$ となる面積、つまり、 $800 \sim 1,250\text{m}^2$ が景観形成を考慮した場合の公園の必要最小限の面積となる。

防災

街区公園の防災機能を考えた場合、延焼防止機能と身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園の考え方より、 $500\text{m}^2 \sim 1,000\text{m}^2$ が防災を考慮した場合の公園の必要最小面積となる。

防災公園技術ハンドブックでは、主として身近な防災活動の拠点となる都市公園の規模は、面積 500m^2 (DID地区等では 300m^2) $\sim 1,000\text{m}^2$ (小規模な街区公園等)以上とされている。

レクリエーション

街区公園のレクリエーション機能を考えた場合、以下の施設面積構成により、1,000㎡以上が必要最小面積となる。

遊び機能	約200㎡	合計面積 約1,000㎡
休憩機能	約100㎡	
広場機能	約400㎡	
緑化面積	約300㎡	

他都市の事例

他都市においては、公園に必要な機能等の視点から、1,000㎡を街区公園の最低面積としている事例が見受けられる。

(札幌市、東京都江戸川区、東京都新宿区、静岡市、さいたま市、横浜市等)

地域の核となる公園における必要な最小面積

以上より、街区公園における必要最小面積は、公園の持つ4つの機能の最小面積から考察する。

環境保全：666㎡～1,500㎡以上

景観形成：800㎡～1,250㎡以上

防 災：500㎡～1,000㎡以上

レクリエーション：1,000㎡以上

つまり、4つの機能をすべて満たす、最小面積は、1,000㎡以上となる。

したがって、地域の核となる公園における必要最小面積は、1,000㎡とする。

(2) 近隣公園

[基本的な位置付け]

- ・主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園
- ・誘致圏500m 標準面積2ha

[現状・課題]

- ・20箇所
- ・近隣に街区公園がない箇所では、街区公園の機能も補完している。
- ・無料のグラウンドを有する公園がある。
- ・グラウンドを有する公園では、駐車場の設置要望が高い。
- ・まちなかの公園では、開設から時間が経過し、利用ニーズに合わない公園も存在している。



近隣公園の目標とする将来像

地域の核となる公園として、「広場機能」、「レクリエーション機能(遊具等)」、「緑化機能(植栽等)」が全て備わっている。

広さを活かした施設(グラウンド等)があるなど、街区公園よりも幅広い利用目的に対応している。

街区公園の不足する地域では、街区公園の機能を補完している。

グラウンド等を有する広く市民に利用される公園には、利用状況等に応じて必要な駐車場等が公園内や隣接地に整備されている。

(3) 総合公園・運動公園

総合公園

[基本的な位置付け]

- ・ 休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用する公園
- ・ 標準面積 10 ~ 50 h a

[現状・課題]

- ・ 4箇所
- ・ 敷地内の施設や周辺土地利用を活かした個性的な公園整備が進められている。
- ・ 一部未供用の公園も存在し、計画的な整備の促進が必要である。
- ・ 街区公園や近隣公園の機能を補完している。

運動公園

[基本的な位置付け]

- ・ 野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園
- ・ 標準面積 15 ~ 75 h a

[現状・課題]

- ・ 1箇所
- ・ 有料運動施設が多く設置している。
- ・ 多くの方の利用があり、慢性的な駐車場の不足が生じている。
- ・ 街区公園や近隣公園の機能を補完している。



総合公園・運動公園の目標とする将来像

多くの市民、観光客が訪れ、楽しむことができる魅力あふれる公園となっている。

それぞれの公園が敷地内の施設や周辺土地利用の状況等に応じて、その公園のもつコンセプトや特徴・個性等が活かされている。

市全域の広域からの市民の利用ができるように、必要な規模の駐車場が整備されている。

本市の緑の中核となる公園として、まちの賑わいを創出や高齢社会や子育てなどの様々な社会問題を解決するための多様な施設の配置や使われ方がされている。

(4) 都市緑地

[基本的な位置付け]

- ・都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地

[現状・課題]

- ・20箇所
- ・公園の面積は大小様々である。
- ・大規模な都市緑地は、近隣に街区公園や近隣公園がない箇所では、街区公園、近隣公園の機能も補完している。
- ・リバーサイドパークには、様々な運動施設(無料、有料)や有料施設(ドッグラン)が設置されている。



都市緑地の目標とする将来像

都市の自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、公園ごとの規模や状況に応じた利用がされている。

リバーサイドパークでは、筑後川河川敷の広大な敷地を活かし、多目的広場等や運動施設による多様な利用がされている。

リバーサイドパークでは、筑後川河川敷の緑地を活かした様々な施設の配置や使われ方がされている。

大規模な都市緑地は、近隣に街区公園、近隣公園がない箇所では、街区、近隣公園の機能も補完している。

(5) 特殊公園、緩衝緑地、緑道

特殊公園

[基本的な位置付け]
・自然環境や景観を守ったり史跡や名勝、動植物に親しむ為の公園

[現状・課題]
・ 2箇所

緩衝緑地

[基本的な位置付け]
・住居地と工場地帯等を分離することが必要な場所に設けられる公園

[現状・課題]
・ 1箇所

緑道

[基本的な位置付け]
・災害時の避難経路の確保や歩行者等が安心して通行するために設けられた帯状の緑地

[現状・課題]
・ 2箇所

特殊公園、緩衝緑地、緑道の目標とする将来像

それぞれの位置づけや状況に応じて求められる機能が備わっている。

特殊公園については、周辺の自然環境を活かした様々な施設の配置や使われ方がされている。

3. 公園施設の将来像

(1) 公園施設

[現状・課題]

- ・ 公園施設の数、約28,000施設あり、非常に多い。
- ・ 施設の老朽化が進行し、更新や維持管理に関わる負担が増大している。
- ・ 近接する公園間の施設内容の重複や、地域ニーズの変化等によって、施設の利用頻度が低下している公園が見られる。
- ・ バリアフリーや、遊具の新しい安全基準への適合が求められている。



公園施設の目標とする将来像

公園の種類や規模、周辺の状況や利用量等から見て適切に施設が設置され、また、持続可能な施設総量となっている。

施設の更新や維持管理が計画的に行われ、安全が確保されている。

バリアフリーに対応しており、利用者にやさしい公園となっている。

民間との連携による効果・効率的な公園施設の設置・管理が行われている。

第4章 公園整備・運営指針の補足資料

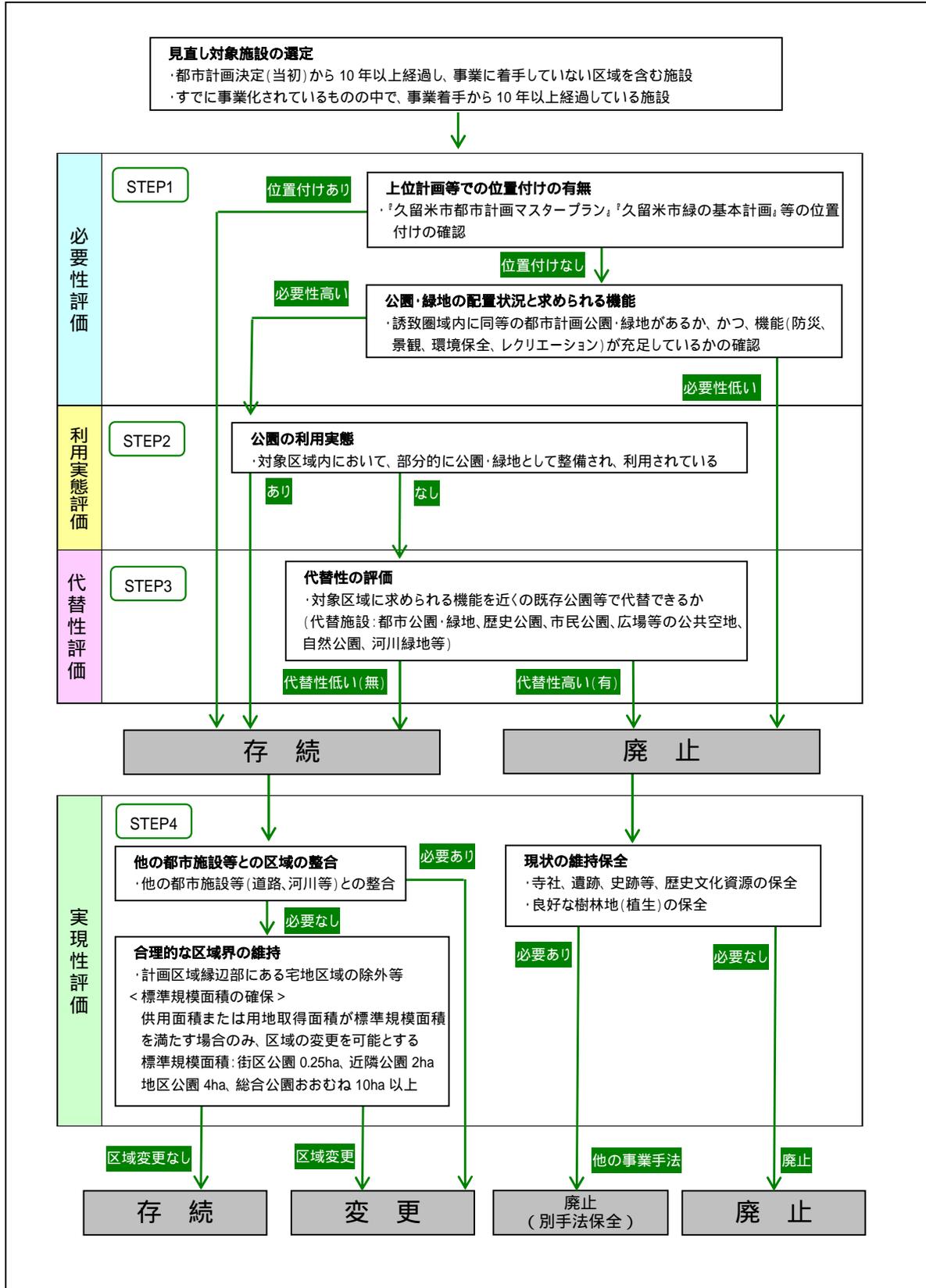
1. 長期未着手都市計画公園の状況

種類	種別	未着手公園	一部未供用公園
住区基幹公園	街区公園	刈原公園 緑ヶ丘公園	旭町第2公園 諏訪野北公園 白山公園 下牟田公園 岸本公園
	近隣公園	高山公園 市の上公園 権現山公園 暁公園 南崎公園 梅林寺公園	諏訪野町公園 大隈公園
都市基幹公園	総合公園	野中公園	正源氏公園
特殊公園		篠山公園	発心公園 筑後川公園
緑地			天建寺緑地
合計		10公園	11公園

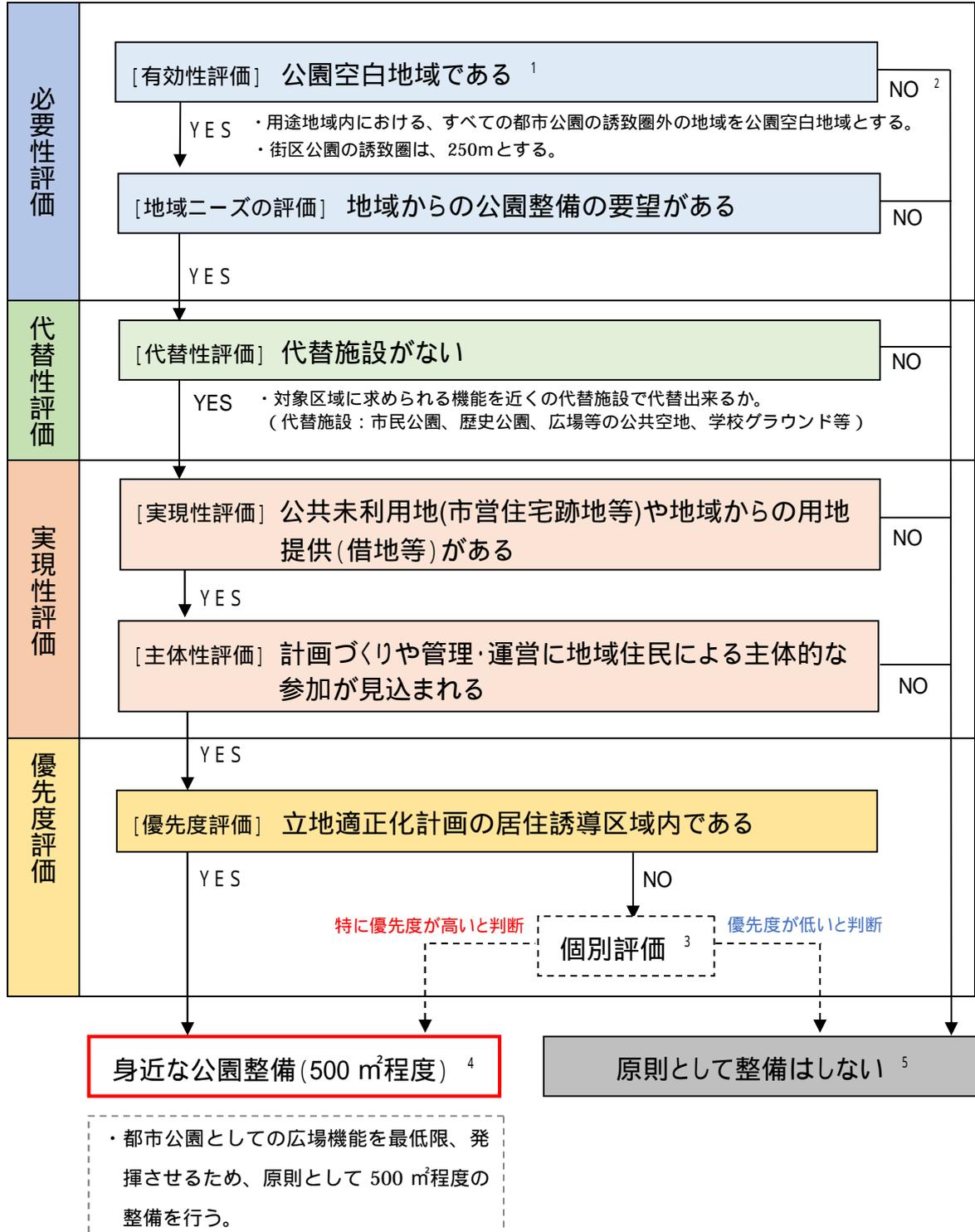
事業中の都市計画公園

種類	種別	事業中公園
住区基幹公園	街区公園	寺山公園・国分公園
都市基幹公園	総合公園	津福公園
緑地		リバーサイドパーク [宮ノ陣地区]

2. 久留米市都市計画公園見直しフロー



3. 身近な公園整備フロー



- 1 「都市計画公園見直しガイドライン」において、存続の評価になった長期未着手都市計画公園が近接にある場合は、その未着手公園の誘致圏も含めて公園空白地域の評価を行う。
- 2 近接する公園が 500 m²未満の狭小公園であり、地域ニーズに対応出来ない場合は、都市公園等の再編整備事業の公園間の機能分担整備等における対応を図る。
- 3 居住誘導区域外では、周辺の土地利用や公園整備の状況、新設公園までのアクセス性、整備の必要性・緊急性、財源確保の実現性等を考慮し、個別評価を行う。
- 4 用地が 500 m²未満の場合は、原則、整備は行わないが、周辺の公園の配置状況等や利用ニーズを考慮し 500 m²未満でも必要性が高い場合は、適宜事業の実施を検討する。
- 5 市営住宅跡地等の公共未利用地において、既存公園機能があり、地元からの公園機能の存続要望がある場合は、一部の地元管理を要件に公園機能の存続を図る。

第5章 水緑花くるめ推進協議会

1. 水緑花くるめ推進協議会名簿

所属団体、役職等	氏名	備考
九州大学大学院芸術工学研究院 教授 博士（農学）	包清 博之	学識経験者
久留米工業大学建築・設備工学科 教授 博士（芸術工学）	大森 洋子	学識経験者
医療法人 楠病院 常務理事	吉永 美佐子	市民有識者
九州農園	栗木 トシ子	市民有識者
植栽ボランティア「 ^{はなびと} 花人さん」	岩永 マス子	市民代表
道守くるめネットワーク 代表	原口 与三吉	市民代表
久留米市子ども・子育て会議	池田 彩	市民代表
国土交通省九州地方整備局 建政部公園調整官	平塚 勇司	行政
福岡県建築都市部 公園街路課長	堀之内 建司	行政
久留米市都市建設部 技術担当次長	大石 哲郎	行政

2. 協議会での本ガイドラインの検討経緯

第1回	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備・運営ガイドラインの概要 公園整備・運営の基本的な考え方 公園の将来像
第2回	平成31年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 新規公園整備の指針 公園再整備の指針 官民連携による公園運営の指針